

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南知多町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本区域は、知多半島の最南端に位置し、大都市近郊農業地帯であり、土地改良事業により基盤が整備され、野菜・果樹・施設園芸等を導入し生産の組織化による合理的な経営体制を確立している。

近年、農業就業者の高齢化と農業所得の低迷から他産業への転職等により専業農家が減少していることから、農地等を適正に管理していくための組織支援が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及による生物多様性を保全するなど、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
南知多町全域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。